

大聖寺選挙区宗議会議員選挙公報

大聖寺選挙区選挙管理会

一 候補者	但馬 弘
二 所属	第一組 興宗寺
三 所在地	石川県小松市月津町ラ三六番地
四 被選挙資格の区分	宗議会議員選挙条例第二条第一項第三号

立候補に当たって

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ終息の目処が立たず、現在緊急事態宣言が二十一都道府県に拡大されるという厳しい状況が続く中、生きることそのものへの不安が老若男女を問わず、誰の上にも重くのし掛かっています。そして、このような時であるからこそ、悩みや不安を抱える人びとに少しでも寄り添い、苦悩とともにすべき私たち僧侶も、新型コロナウイルス感染症の壁に阻まれて、寺院・門徒宅間の往来もままならず、大切な御仏事である葬儀・法事、さまざまな教化活動を行うことができない状況が続いています。

急速に進む少子高齢化と過疎過密化、総人口までが減少に転ずる中、近年、大谷派宗門の教勢も減退し続けていることは否めません。当然、この度の感染症によって、この傾向が急加速したといえますが、教勢の衰え自体は、それ以前から始まっていた。現状、教勢減退から立ち直り、宗門がその活力を回復していくことは非常に困難に思えますが、社会的大変動という外的要因は変えられずとも、私たち宗門内に起因する内的要因を根本的に変革していくことで、教えを次世代へ持続的に継承し、宗門活性化への道を開いていかねばならないと考えます。

宗門は、二〇二三年にお迎えする宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要に向けて三つの方針を掲げています。

- 一・宗門の基盤づくり―新たな教化体制の構築―
- 二・本願念仏に生きる人の誕生と場の創造
- 三・あらゆる人びとに向けた真宗教への発信

宗門の使命である二と三に持続的に取り組んでいくためには、一の「宗門の基盤づくり―新たな教化体制の構築―」の具体化が何よりも急務と考えます。そしてその重要性は、感染拡大により待ったなしの状況となったといえます。

宗門には、教学・教化、人の養成、差別問題や負の歴史など、さまざまな重要課題が存在しています。これらの課題は、充実した学びと十分なコンセンサスを尽くして継続的に取り組まれねばなりません。それが可能な教団の存続を担保していくためにも、新型コロナウイルス感染症による危機にあつて、スピード感を持ち「縮充」をキーワードとした抜本的な行財政改革を断行し、将来に向けて持続可能な宗門を構築していくことが急務であると考えます。

この願いに立ち、教区選出の議員として宗門運営に微力を尽くすべく宗議会議員選挙に立候補いたします。

告知事項

一 選挙発令の告示

大聖寺選管告示第二号
二〇二一年八月二十一日

このたび、宗議会議員選挙条例第三十六条により下記のとおり発令されたので告示する。

大聖寺選挙区選挙管理会

記

- 一 選挙の期日 二〇二一年九月十三日
- 二 選挙人名簿の縦覧期間 二〇二一年八月二十三日から八月二十六日まで
- 三 異議の申立期間 二〇二一年八月二十三日から八月二十六日まで
- 四 立候補の届出期間 二〇二一年八月三十日から九月一日まで
- 五 選挙運動の期間 立候補届出の日（受理後）から九月九日まで

内達第六号

真宗大谷派宗憲第二十四条及び宗議会議員選挙条例第三十条により、二〇二一年九月十三日に宗議会議員の総選挙を施行する。

二〇二一年八月二十日

宗務総長 但馬 弘

二 選出すべき議員の定数 一人

以上

三 候補者の告示

大聖寺選管告示第三号
二〇二一年八月三十日

大聖寺選挙区選挙管理会

来る九月十三日施行の宗議会議員選挙に下記のとおり立候補の届出があつたので、宗議会議員選挙条例第三十九条第一項により告示する。

- | | | |
|----------------|----------------|---|
| 一 候補者の氏名 | 但馬 弘 | 記 |
| 二 所属する寺院・教会の名称 | 興宗寺 | |
| 三 所在地 | 石川県小松市月津町ラ三六番地 | |
| 四 推薦届出人の氏名 | 二木 利行 | |

以上

四 無投票の告示

大聖寺選管告示第四号
二〇二一年九月二日

大聖寺選挙区選挙管理会

来る九月十三日施行の宗議会議員選挙は、宗議会議員選挙条例第八十八条により投票を行わない。

以上